

「条例改正」

- ▼ 豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正
- ▼ 租税特別措置法改正に伴う条例の頂ずれを整備するもの。
- ▼ 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
- ▼ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請に関する改正。

「その他の議案」

- ▼ 豊頃町介護保険条例の一部改正
- 所得の少ない第1号被保険者に対する、今年度の介護保険料の軽減措置並びに、新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険料の減免措置の適用を延長するため所要の改正を行うもの。
- ▼ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定
- 公共的施設（大津地域増圧ポンプ場）の整備事業に対し、財政上の特別措置が図られることから新たに計画を策定するもの。

主な審議内容

- ▼ 物品の取得
- 除雪ドーザー1台を購入。金額は2,442万円。納入期限は令和4年12月27日（火）。
- ▼ 北海道市町村総合事務組合規約の変更
- 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
- ▼ 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
- 北海道市町村職員公務災害補償等組合規約の変更
- 各組合の組織構成に「上川中部福祉事務組合」を加えるもの。
- ▼ 小笠原議員 トンケシ緊急避難場所避難路改良工事について、勾配及び道路幅をどのように改良するのか。
- 現在の勾配は約20%と急勾配である（役場前の道路が約8%）ため、勾配を約10%程度に改良することを想定している。また、道路幅は4メートル、路肩を入れて5メートルを想定しており、車が交差できるように退避スペースを2か所ほど設置する予定である。
- ▼ 穴谷議員 トンケシ避難場所へは港を迂回しなければ行けないが、今後の整備予定は。
- 地域住民の話からも、港を迂回しながら海へ向かって避難することが現実的ではないことは承知している。トンケシ避難場所と港の間の道路を何とか整備できないか、各関係機関との調整を含め、避難時の不安を払拭できるような検討を進めていく。
- ▼ 穴谷議員 トンケシ避難場所へは港を迂回しなければ行けないが、今後の整備予定は。
- 4月から施設の建設を始めており、8月までには完成するというところで聞いている。整備の完了後、事業者との防災協定等の締結を検討したい。
- ▼ 穴谷議員 本町における住民税非課税世帯への臨時特別給付金事務のチェック体制は。
- 給付金事務は福祉課福祉係で対応しており、複数人でのチェック体制で事務に努めている。
- ▼ 坂田議員 二酸化炭素排出量等調査業務はどのような方法でいつ調査するのか。
- 公的な統計等によるデータを基に、環境省のマニュアルや各種算定ツールを用いて算出する。調査は補正予算の議決後にすぐ執り行う。

一般質問



岩井 明 議員

生活保護に対する偏見等について

Q 「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためのスタートラインを保障する生活保護制度は、偏見を抱く対象ではなく、この制度が十分に機能することが、世の中に公正や寛容をもたらすものだと考えるが、町長の見解は。

A 按田町長
生活保護は、憲法が保障する生存権に基づく制度として、「最後のセーフティネット」と呼ばれるものである。受け取る年金がわずかである、病気や障がい働けない、ひとり

親家庭で収入が少ないといった、各家庭の事情により生活が困難な場合において、憲法で定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度である。

生活保護に対する負のイメージが、社会において偏見として見られている状況が現状であるならば、非常に憂慮すべきものと思う。

Q 自治体は、住民の命と暮らし、そして健康を守るという視点に立って、生活保護を受ける方たちに、心にわだかまりや窮屈なことが無いような対応をしていますが、町長の見解は。

A 按田町長
最低限の生活を継続することが大変にもかかわらず、生活保護を受給することにはためらいを持たれる方の中には、生活保護制度をよくわかっていない中での保護申請という形で、昨今の不正受給の話がある中、周囲で正当な生活保護受給者に対しても偏見等があり、なかなか踏み切れないという方も多くいるのかと推測している。

本町においては関係機関や民生委員、児童委員との連携などを今後深めていくなから、相談支援体制をしっかりと取っていききたい。

第2回臨時会

(5月13日開催)

▼ 専決処分の承認

○令和3年度一般会計補正予算(第13号)

歳入予算における地方譲与税や各種交付金等の額の確定や、歳出予算における道営農地整備事業負担金を精査するなど、7,908万5千円を追加し、予算総額を55億2,828万5千円とする補正予算を専決。原案のとおり承認しました。

※専決処分とは

議会を開く時間的余裕がないときなど、議会にかわって町長が処分(決定)すること。

▼ 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正

▼ 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

▼ 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

令和3年度人事院勧告に基づき、国家公務員給与法の改正に伴う町職員、町特別職、議会議員

会議の詳細は会議録で

定例会や臨時会などの会議の内容は、会議録に詳細に記録されています。ご覧になりたい方は、町ホームページを閲覧されるか、議会事務局へお問い合わせください。また、議会だよりの感想もお待ちしております。

TEL 015-574-2222
FAX 015-574-3955
(議会事務局直通)